

運 営 規 程

特定医療法人弘友会

介護予防短期入所療養介護事業所 フレンド

介護予防短期入所療養介護事業所フレンド 運営規程

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 特定医療法人弘友会（以下「本会」という。）が開設する介護予防短期入所療養介護事業所フレンド（以下「当事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

第2章 事業の目的および運営の方針

(施設の目的)

第2条 当事業所は、要支援状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話をを行うことにより、生活の質の向上、居宅における生活への復帰および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 当事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護予防短期入所療養介護事業所 フレンド
- (2) 所在地 愛媛県大洲市東大洲 39 番地

(運営の方針)

第4条 当事業所は、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

- 2 当事業所は、地域との結び付きを重視するとともに、地域の中核となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3章 従業員の職種、員数および職務の内容

(従業員の職種、員数および職務の内容)

第5条 当事業所に従事する従業員の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職務の内容
管理者 (施設長)	1	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う・ 従業員に各種規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う
副施設長	1	<ul style="list-style-type: none">・ 施設長補佐
医師	1 以上 (施設長兼務)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の診療、健康管理、保健衛生指導等を担当する・ 利用者のケアプランの検討と実施に関すること・ その他
看護職員	9 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 医師の指示に基づく、利用者の看護、診療の介助、健康管理に関すること・ 利用者の日常生活の介護、支援および家族に対する指導に関すること・ 利用者の保健衛生に関すること・ 利用者のケアプランの検討と実施に関すること・ その他
介護職員	22 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の日常生活の介護、支援に関すること・ 利用者のケアプランの検討と実施に関すること・ その他
支援相談員	1 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡並びに利用者および家族の支援相談に関すること・ 利用者のケアプランの検討と実施に関すること・ その他
理学療法士 作業療法士	2 以上	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善に関すること・ 利用者のケアプランの検討と実施に関すること・ その他

管理栄養士	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の指示による利用者の栄養摂取量の調節および栄養指導に関すること ・ 給食献立表の作成および調理実務指導に関すること ・ 給食材料の食品栄養分析並びに給食の改善に関すること ・ 給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳に関すること ・ 調理室および食品、器具什器類の保全と衛生管理に関すること ・ 給食内容等の記録作成に関すること ・ 利用者の食事摂取状況の点検記録と嗜好調査の計画実施に関すること ・ 給食員への保健衛生の指導に関すること ・ 利用者のケアプランの検討と実施に関すること ・ その他
介護支援専門員	1 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険における基本調査等の実施に関すること ・ サービス計画の作成に関すること ・ サービス計画の実施状況の把握、管理、変更に関すること ・ その他
事務員	2 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付、総務、経理等事務全般の業務 ・ その他

※ 員数に関しては本体施設、短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護を含んだものとする。

※ 必要に応じて増員するものとする。

第4章 サービスの内容および利用料、その他の費用の額

(内容および手続きの説明および同意)

第6条 当事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービスの提供と援助)

第7条 当事業所は、利用者の心身の状況または病状により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、あるいは利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理

の下における介護、機能訓練及び栄養管理その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室においてサービスの提供を行うものとする。

- 2 当事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（受給資格等の確認）

第8条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無および要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 当事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するように努めるものとする。

（要介護認定等の申請に係る援助）

第9条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 当事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であっても、必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が満了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第10条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（サービスの提供の記録）

第11条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所療養介護の提供日および内容、当該指定介護予防短期入所療養介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費または居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載するものとする。

(健康手帳への記載)

第12条 当事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでないものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第13条 当事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師および居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供並びに保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 当事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(介護計画の作成)

第16条 当事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望およびその置かれている環境ならびに医師の診療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、サービスの目標、当該目標を達成するために具体的なサービス内容等を記載した介護予防短期入所療養介護計画（以下「介護予防計画」という）を作成するものとする。

- 2 前項の規程による介護予防計画が作成されたときは、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

- 3 第1項の規程による介護予防計画の作成にあたっては、既に居宅サービス

計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

- 4 当事業所の従業者は、それぞれの利用者について介護予防計画に従ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載するものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に対して届出ること等により、指定介護予防短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第18条 当事業所は、正当な理由なく指定介護予防短期入所療養介護の提供を拒んではならないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第19条 当事業所は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所療養介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(サービスの取扱方針)

第20条 当事業所は、利用者の要支援状態等の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行うものとする。

- 2 当事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 当事業所の従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うものとする。
- 4 当事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 5 当事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料等の受領)

第21条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、利用約款に定める料金表により支払を受ける。
 - (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、送迎費、その他の費用等利用料を、利用約款に掲載の料金により支払を受ける。
- 2 当事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(施設利用にあたっての留意事項)

第22条 当事業所の通常の事業の実施地域は、大洲市、喜多郡の地域とする

第6章 サービス利用にあたっての留意事項

(施設利用にあたっての留意事項)

- 第23条 当事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 原則、施設内で飲酒・喫煙をしないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、もしくは持ち出さないこと
 - (3) 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - (1) 当事業所の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規程等に違反した者

第7章 非常災害対策

(災害対策)

第24条 当事業所は、次に掲げる災害対策を講ずるものとする。

- (1) 消火器、非常口、警報装置、非常通報装置等の点検を行い、整備しておくものとする。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第25条 当事業所は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 当事業所は、当該事業所の従業者によって指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないものとする。
- 3 当事業所は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第26条 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第27条 当事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第28条 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を浮け、または受けようとしたとき。

(秘密保持)

第29条 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 当事業所は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 当事業所および当事業所の従業者は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- 2 当施設は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）またはその従業者から、当事業所からの退所者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(掲示および広告等)

第31条 当事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

- 2 当事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽または誇大なものであってはならないものとする。

(会計の区分)

第32条 当事業所の会計は、本会のその他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第33条 当事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(身体拘束等)

第34条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第35条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第36条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の質の確保)

第39条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 3 当施設職員の業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当施設入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を3月に1回以上開催する。

(ハラスメントの防止)

第40条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

～中略～

附 則

この規程は、令和6年4月1日から一部変更して施行する。